

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
300416020	30年4月16日	30年5月24日	30年11月27日	行政手続の電子化を進めるための環境を整備すること	【要望内容】 ア. 非庁構内・ワンストップで電子申告申請が可能となるシステム環境の構築 イ. 電子申請におけるできるだけ簡易な本人確認方法の検討  【理由】 行政手続を行うシステムは、国税は「e-Tax」、地方税は「eLTAx」、社会保険等は「e-gov」、登記は「登記・供託オンライン申請システム」と林立しており、それぞれに対応しなければならぬため、省庁横断・ワンストップで電子申告・申請が可能となるシステム環境を構築することが必要である。 また、電子申請するまでの手間や金銭的コストが、導入の障害となっているため、電子証明書やICカードリーダーが必要としないできるだけ簡易な本人確認の方法を検討する必要がある。	日本商工会議所	内閣官房 総務省 法務省 財務省 厚生労働省	官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)において、国は、行政機関等に係る申請、届出、処分等の通知その他の手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な措置を講ずるものとするなどされており、また、官民データの活用に関する、相互に連携して、自らの情報システムに係る情報の整備及び互換性の確保、業務の見直しその他の必要な措置を講ずるものとしてとされています。	官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)	現行制度 下で対応可能	国においては、制度の趣旨を踏まえ、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣内会議決定)を定め、行政サービスの利便性向上を目的に、保有する行政サービスや行政データに関するAPIの整備を推進し、民間サービスも含めた他サービスとの連携を促進することで、行政サービスだけでなく、利用者が日常的に接する民間サービスや地方公共団体のサービスまで含めたワンストップ化(コネクテッド・ワンストップ)を推進することとしています。また、電子的な本人確認等の手段についても、行政手続における本人確認等の手法として広く用いられているマイナンバーカード等を用いた電子署名に加え、情報システム上の取り扱う情報や行政サービスの性質等を勘案し、電子署名以外の電子認証等の適切な技術選択を行うことが重要であるとしています。具体的な取組としては、介護、死亡・相続、引継ぎ等ワンストップ化の先行分野として取り組み、得られたノウハウや成果を他の分野に展開していくとともに、手続の取り扱う情報や行政サービスの性質等を勘案した上で、個々の手続きの本人確認手法の見直しができるよう、推進してまいります。	△	
300802001	30年8月2日	30年9月14日	30年10月30日	酒類販売免許申請とたばこ販売免許申請の窓口一本化及び簡素化	(1)酒類販売は税務署、たばこ販売はJTを通じて財務局に免許の申請をしなければならぬ。 これらの手続きは、コンビニエンスストアやスーパーマーケットなどにおいて両方も同時に申請することが多く、提出する添付資料も重複するものがかなりある。たとえば、店舗の位置図、販売棚の位置の図面、法人登記事項証明書などは、いずれも共通して必要となる。 そこで、窓口を一本化して、必要書類を一通のみとし、申請処理を一カ所(たとえば税務署)でまとめて行うべきである。  (2)酒類販売免許申請においては、法人の過去3期の決算書など、税務署として申告を受け、把握しているはずの情報についてまで、提出を求めている。税務申告先の税務署と、酒類販売免許申請の管轄税務署が同一の場合は、このような書類は省略できるようにするべきである。  (3)コンビニエンスストアなどの店舗の経営会社が、親会社に吸収される場合、次のとおり手続きが異なる。 まず、たばこ販売免許については、合併登記後の登記事項証明書を提出すれば、それで免許の承継が認められている。 一方、酒類販売免許については、合併の60日前までに親会社の免許申請と、子会社の廃業申請をあわせて提出することが求められている。たばこ販売免許についても、酒類販売免許申請と同時に窓口で受理してもらうことができれば、申請者の負担は格段に軽減されるので、改善するべきである。  以上の内容については、行政においても、たばこ販売免許の受理はJTに委託するなど、申請処理にコストが掛かっているため、このようなコストを一本化することにより軽減することができるものと考えます。	個人	財務省	(1) 酒類の販売業をしようとする者は、酒税法に基づき、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないこととされています。酒類の販売業免許申請については、酒税法施行令及び同法施行規則で定める書類を添付し、申請に係る販売場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています。全国に524ある税務署では、申請書の受理後、法令等に基づき、記載事項・添付書類の不備の補正を行います。その後、酒類指導官部門を設置している82の税務署において審査(必要に応じて現地調査)を行い、免許又は拒否を決定します。  製造たばこの小売販売業を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならないこととされています。製造たばこの小売販売業における申請等については、たばこ事業法及び同法施行規則で定める書類を添付し、日本たばこ産業株式会社(JT)の営業所を経由して、申請に係る営業所の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならないこととされています。JTは、申請書の受理後、たばこ事業法及び同法施行規則等に基づき、現地調査及び記載事項・添付書類の不備の補正を行います。財務(支)局では、現地調査等に基づいて審査を行い、許可又は不許可の決定をします。なお、JTが行う事務の取扱いに要する経費は、たばこ事業法により、JTの負担とすることができ、JTの受付窓口は全国に16か所あります。  (2) 従来より、酒類販売業免許申請者の所得税又は法人税の納税地と申請販売場の所在地が同一税務管内である場合において、過去3年分の所得税又は法人税の確定申告書(添付書類を含む。)をその税務署に提出しているときは、当該書類の添付を省略することができるよう取組んでいます。 また、平成30年7月以降は、過去3年分の所得税等の確定申告書を税務署に提出しているときは、提出した税務署が申請販売場の所在地の税務署と同一でなくても添付を省略することができるように取扱いを改めたところです。  (3) 酒類の販売業をしようとする者は、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許を受ける必要があります。例えば、店舗の経営会社が親会社に吸収される場合には、酒類の販売業をしようとする者が異なることから、新たに親会社が免許を受ける必要があり、免許を受けるための要件を満たしているかを審査するため、必要な書類の提出を求めています。提出の方法は(1)と同様です。  製造たばこの小売販売業者について合併等があった場合には、たばこ事業法に基づき、小売販売業者の地位を継承した者は、その旨を財務大臣に届け出なければならないこととされています。提出の方法は(1)と同様です。	(1) 酒税法第9条 酒税法施行令第14条 酒税法施行規則第7条の3  たばこ事業法第22条、第43条、第44条 たばこ事業法施行令第7条、8条 たばこ事業法施行規則第18条、第19条、第37条  (2) 酒税法第9条 酒税法施行令第14条 酒税法施行規則第7条の3  (3) 酒税法第9条 酒税法施行令第14条 酒税法施行規則第7条の3  たばこ事業法第27条 たばこ事業法施行規則第25条	(1)(3) JTは、日本たばこ産業株式会社法において、たばこ事業法第1条に規定する目的を達成するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を営営することを目的とする株式会社と定められており、こうしたJTの目的等を踏まえれば、手続をJTで一本化するのには困難と考えられます。 また、手続を税務署で一本化する場合、以下の問題点が考えられます。 ①申請の受付、現地調査及び審査まで税務署での追加が必要であること、税務署職員に製造たばこの小売販売業の許可の申請に係る専門的な知識の習得を要すること。 ②申請の受付のみを税務署で一本化した場合、製造たばこの小売販売業の許可の申請者からの窓口での個別具体的な質問への対応が困難なこと、JTに申請等を移送する費用や期間が増加すること、記載事項・添付書類の不備の補正について移送により従来よりも手続に期間を要すること、たばこ販売については財務局長、酒類販売については税務署長と、管轄する官庁が異なるため、責任の所在が不明確になること。  これらのことから、手続を税務署で一本化する場合、製造たばこの小売販売業の許可申請については年間に約8千件以上の申請がある中で、申請書等の受理や許可手続に混乱が生じ、手続そのものが遅延することが見込まれるような事態は申請者にどうも望ましくなく、承継の届出についても同様と考えます。上記のような遅延や遅延が生じることは、小売販売業者の経営の安定や消費者の利便性の確保に影響する恐れがあり、一本化することは困難と考えます。  (2) 現在、過去3年分の所得税又は法人税の確定申告書を税務署に提出しているときは、提出した税務署が申請販売場の所在地の税務署と同一又は同一でない場合のいずれであっても添付を省略することができます。	(1)(3) 対応不可	事実認識	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
300927008	30年9月27日	30年11月1日	30年11月27日	国とのリース契約について	<p>【具体的内容】</p> <p>①国とのリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。</p> <p>②リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在、国がOA機器や車両をリースで導入するに際して、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されないことがある。国庫債務負担行為が設定された契約は全体の契約件数の中のごく一部にすぎない。</p> <p>・国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁が限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理である。</p> <p>・「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強い、公正かつ自由な経済活動を阻害している。</p>	公益社団法人リース事業協会	財務省	<p>国が翌年度以降にわたって支出することとなる契約を行う場合には、国庫債務負担行為により行うこととされています。</p> <p>長期継続契約は、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約を締結することができることとされています。</p>	<p>財政法第15条                      会計法第29条の12                      予算決算及び会計令第102条の2</p>	<p>現行制度                      下で対応可能</p>	<p>複数年度にわたって締結することが適当な契約については、契約を担当する各省各庁において、国庫債務負担行為を活用することになっています。これは、憲法第85条において、「国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。」「財政処理権限の国会議決原則」とされていること、財政法第15条において、「法律に基づくもの又は歳出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。」とされていることを踏まえたものです。他方、会計法に基づき「長期継続契約」は、長期にわたって給付が継続することが明らかであって、且つ、支払額がその使用量に応じて事後的に決定される等の理由により国庫債務負担行為の予算計上に馴染みにくい電気、ガス、水、電気通信に際して、例外的に国庫債務負担行為や国会の議決を経ることなく複数年度契約を締結できるとしているものです。</p> <p>上記の電気やガス等といった官庁が活動する際不可欠な最小限度の生活インフラに係る継続的給付契約とご提案のOA機器や車両のリース契約とは、その性格を同一視することは難しいと考えます。</p> <p>したがって、各省各庁が、それぞれの契約内容等を踏まえた上で、必要に応じて複数年度契約を締結することが適当と判断するものについては、国庫債務負担行為の予算計上を行い、国会の議決を経ることなく財政処理の基本原則に従うべきであると考えます。</p> <p>仮に、OA機器や車両のリース契約を長期継続契約の対象と認めると、毎年度入札を行うことが適当な契約について国会の議決なく複数年度契約が締結され、国の経済的利益が損なわれるおそれがあるほか、競争が十分に働かないことにより他の事業者の受注機会が奪われるおそれもあることが適当ではないと考えております。</p> <p>よって、複数年度にわたって締結することが適当な契約については、各省各庁の判断の下、国庫債務負担行為の制度を積極的に活用することが適当と考えます。</p>		
300928029	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	行政機関からの照会に係る事務手続きの電子化	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>・行政機関から生命保険会社に対する保険契約の有無・内容に係る照会手続きを電子化いただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>・行政機関は、財産調査等を目的として、多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社へ送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では年間約100万件の税務関連照会、約30万件の福祉関係照会を受けている)。現状、生命保険会社は、このような行政機関からの照会について、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関への回答を行っているが、照会文書の様式が統一化され、手続きの電子化が図られれば、行政機関および民間事業者の事務効率化に繋がるものと考え。</p> <p>・具体的には、例えば省庁間共通のプラットフォームを通じてデータ連携を行うなどの方法により照会手続きが電子化できれば、行政機関における印刷・郵送コスト削減、行政事務の効率化が図られるだけでなく、行政手続の迅速化により、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援が早期化するなど国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りにも貢献することができる。</p> <p>・官民データ活用推進基本法においては、行政手続のオンライン利用の原則化(同法第10条)や、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(同法第15条)が定められるなど、今後、政府一丸となって官民の情報連携に係るオンライン化の取組みが推進されることとされており、当該取組みを通じて、行政機関から事業者への照会手続きを電子化することは、政府の方針にも適うものと考え。また、「デジタル・ガバメント実行計画」(2018年1月16日閣内閣会議決定)において、金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)について、官民双方の業務フローを整理した上で、原則としてデジタル処理を前提とした業務へと移行していくこととされているところ、保険会社への契約内容照会についても同様の対応を行っていただきたい。</p>	一般社団法人生命保険協会	内閣官房 財務省 厚生労働省	<p>【総務省】</p> <p>地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われています。</p> <p>【財務省】</p> <p>国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期徴収に取り組んでいるところです。</p> <p>その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>生活保護における福祉事務所からの生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われています。</p>	<p>【総務省】</p> <p>地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第60条第6項他(国税徴収法第141条)</p> <p>【財務省】</p> <p>国税通則法第74条の2、第74条の3及び第131条、国税徴収法第141条</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>生活保護法第29条</p>	<p>検討を予定</p>	<p>【内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省】</p> <p>行政機関から金融機関(生命保険会社を含む)に対して行われる取引の有無や取引状況に係る照会(預貯金等の照会など)については、「デジタル・ガバメント実行計画(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)」に基づき、効率化に向けた検討を行います。</p> <p>具体的には、内閣官房は、預貯金等の照会に係る実態調査等において洗い出される課題を踏まえて、関係府省や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目途に、その後の方向性を取りまとめます。</p>		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
300928042	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	国税関係帳簿書類の電子保存に係る規制の緩和	<p>【提案の具体的内容】                      ・国税関係書類のうち領収書や請求書等を電子化して保存(スキャナ保存)する場合であっても年1回の定期検査終了までは書類(原本)を保存することとなっているが、これを電子化による保存後には書類を即廃棄できるよう緩和を要望する。</p> <p>【提案理由】                      ・国税関係書類の電子保存の要件については改正のたびに従来と比較すると緩和が進んでいるが、現行(平成28年度改正)においてもなお、電子化による保存後も当該書類(原本)を一定期間(定期検査終了まで)保存することが求められている。このため、電子保存を実施したとしても、社内における書類の保存および現場から本社への送付等、いずれも大量の紙を取り扱う事務処理が依然として残存することとなり、経費処理については現場・本社とも非効率な解消されない。                      ・現在、多くの企業において全体的にペーパーレス化・機械化を推進している中、国税関係書類の紙での残存は大きな障害となっている。また、働き方改革の一環としてスマートフォン等のモバイル端末を利用した経費処理の検討にあたり、ペーパーレス化が実現できれば当該電子記録事項のみで事務が完結できるなど大きな前進が見込める。システム面での技術革新や社会環境の変化を踏まえ、電子保存についての土壌はすでに整備されており、電子化後は即廃棄可能とすることで業務の効率化に大きく寄与すると考えられる。                      ・このようなメリットの大きさを考慮すると、定期検査の代替として電子保存状況のモニタリングを行ったり、継続的に電子保存に関する研修を行う等、適正な経費処理を行う態勢が整備されていること等を要件として、規制を緩和することは社会コストの削減に有用と考える。                      ・前年度にも同様の提案を行ない、「現行制度下で代替運用が可能」との回答を受けたが、現行制度では原本の一定期間の保存が必要となるため非効率は解消されないことから、再度要望を行うもの。</p>	一般社団法人 日本損害保険協会	財務省	<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律等</p>	<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律等</p>	<p>◎ 前年度に回答したとおり、国税関係書類の保存のあり方については、紙保存の場合の事業者の負担の軽減や改ざん防止措置等を講ずる必要性等を踏まえ、通常の税制改正プロセスで処理されるものであると考えています。</p> <p>◎ ご指摘の要望につきましては、現状の運用において、                      ・例えば、事業規模等に合わせ、検査を1月に1回行う、また四半期に1回行うことで、検査を行ったものについては、廃棄することができると                      ・必要に応じ、国税関係書類をサンプルで検査することでも差し支えない                      ・定期検査を行うまでの書類の管理場所についても、本店だけに限らず、支店、事務所、事業所など、確認・検査を速やかに行える場所で管理すればよいという取扱いを認めており、その旨公表しております。</p>			
300928112	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付(ツーステップ・ローン)の要件緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】                      株式会社国際協力銀行(以下JBIC)は、本邦企業の海外事業支援策の一環として、本邦産業の国際競争力の維持を目的として、株式会社国際協力銀行法第11条第3号及び第12条第6項第2号に基づき、①本邦中堅・中小企業の海外事業、②本邦企業の外国人に対するM&amp;A、③海外インフラ事業、に対する貸出を資金使途として、本邦民間銀行向け貸付(ツーステップ・ローン(以下TSL))を実施することができる。しかしながら、その他の本邦の大企業の海外事業については、同条項を根拠としたTSLの対象外となっている。</p> <p>【具体的要望内容】                      株式会社国際協力銀行法第11条第3号及び第12条第6項第2号に基づき、本邦企業の海外事業への貸出を資金使途として実行されるJBICの本邦民間銀行向け貸付(TSL)について、資金使途における法人の範囲に、現行の「中堅・中小企業」に加え、「大企業」、「出資外国人等(本邦大企業の海外現地法人等)を含む。以下本要望において同じ。」を追加。</p> <p>【要望理由】                      昨今金融機関を取り巻く国際金融市場の環境変化により本邦民間銀行の外資資金調達(特に長期の米ドル調達)コストは高止まりしており、低利外資調達が可能でJBICによるTSLの重要性はより一層高まりつつあるといえる状況。                      一方、海外の日系取引先の外資資金調達意欲は、会社規模によらず引き続き堅調。斯かる中、上述の通り、国際協力銀行法第12条第6項第2号を根拠とするTSLにおいては、大企業の海外事業に対する貸出を資金使途とすることができない(邦銀から大企業へのTSLも、邦銀から出資外国人等へのTSLも不可)。そもそも、TSLの目的である「本邦産業の国際競争力の維持」は、企業規模によらず、全体としてその達成が図られるべきものであり、その意味で、中堅・中小企業に範囲を限定する現行の制度はその趣旨に必ずしも沿っていないと考えられる。また、国際金融市場に関する上述の近時環境変化を踏まえても、現行のTSLの制度を中堅・中小企業のみで限定する意味は乏しい。                      以上の理由から、上記を要望するもの。</p>	都銀懇話会	財務省	<p>株式会社国際協力銀行法上、本邦法人の海外事業への貸出を資金使途として実行されるJBICの銀行等向けツーステップ・ローンは、①中堅・中小企業又は中堅・中小企業の出資にかかる出資外国人等の海外事業向け(株式会社国際協力銀行法第十二条第六項第二号イ)、②海外M&amp;A向け(株式会社国際協力銀行法第十二条第六項第二号ロ)及び③我が国の法人等、外国政府等又は出資外国人等の海外インフラ事業向け(株式会社国際協力銀行法第十二条第六項第二号ハ)の場合について、行うことができるとされています。</p>	株式会社国際協力銀行法第十一号、第十二条第三号、第十二条第六項第二号	その他	<p>現行法上も、海外M&amp;A及び海外インフラ事業に係るJBICの銀行等向けツーステップ・ローンにおいて、転貸先は中堅・中小企業に限定されておりません。支援の必要性のある分野に対して適切に対応していきます。</p>		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		
300928207	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	通信販売酒類販売免許の規制緩和について(ECIにおける酒類の越境販売)	現状は売上計上店舗と同一の都道府県の消費者(お客様)にしか販売をすることができない。ギフトについては、売上計上店舗と異なる都道府県のお客様のニーズもあるため、規制の緩和をご検討いただきたい。弊社グループ企業のインターネットサイトのギフトは、指定した販売店舗(コンビニエンスストア店舗)の売上に計上される仕組みであるが、酒類ギフトの注文については、申込者住所(会員情報の登録住所)と販売店住所が同一都道府県であることが条件となっており、①サイトでクレジットカード等にて支払う場合(販売店にお客様が来ない)だけでなく、サイトにて注文し、②販売店の店頭で支払う場合も同様となっている。お客様の生活圏であつても他県であるために注文ができないケースがある。②については販売できるようにすることで、お客様の利便性が向上し、販売向上につながるできると考える。 ※酒類は全国へ向け通信販売する場合は「通信販売酒類小売業免許」の取得が必要。 また、「通信販売酒類小売業免許」では、大手メーカーのビール等は販売できない。そのため、コンビニエンスストア加盟店が取得した「一般酒類小売業免許」で認められる同一都道府県内での販売を実施している。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	酒税法では、酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るといふ国家の財政目的のため、酒類の製造及び販売業について免許制を採用しています。これらの免許を与える際には、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要がある場合に、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくは販売方法について条件を付すことができることとされ(同法第11条第1項)、当該規定により、酒類小売業免許においては、その販売方法として「卸売に限る」、「小売に限る」旨の条件を付しているところです。このうち、「小売に限る」旨の条件が付された酒類小売業免許は、さらにその販売形態により、インターネット等を介した通信販売により酒類を小売することができる「通信販売酒類小売業免許」の区分を設けています(法令解釈通達第2編第9条第1項関係8)。これは、酒類の需給の均衡維持の観点のもと、酒類が致酔飲料としての商品特性を有することから、対面販売を基本的な考えとして、未成年者の飲酒防止の観点からも記述して設けたものです。 このため、現在、通信販売酒類小売業免許は、酒類の需給の均衡維持や未成年者飲酒防止を図る観点から、その販売する酒類の範囲の条件として、一般の酒販店等で容易に購入できるものを中心に一部を除外し、また、販売方法の条件として、酒類の購入者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限定することとしています。 (注)通信販売酒類小売業免許は、平成元年に創設した免許区分であり、それ以前に一般酒類小売業免許を取得した者については、通信販売を除く旨の条件や、通信販売により販売する酒類の範囲の条件は付されていません。 なお、法令解釈通達において、通信販売酒類小売業免許とは、「2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格等の条件をインターネットやカタログ等により提示し、インターネット、郵便、電話等の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って酒類を小売することができる酒類小売業免許」とい(法令解釈通達第2編第9条第1項関係8)。通信販売できる酒類は、国産酒類のうち、次のいずれかに該当するもの又は輸入酒類に限ることとしています(法令解釈通達第2編第10条第11号関係4)。 ① カタログ等の発行年月日属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て3,000キロリットル未満である製造者(以下「特定製造者」という。)が製造、販売する酒類 ② 地方の特産品等(製造委託者が所在する地方の特産品等に限る。)を原料として、特定製造者以外の製造者に製造委託する酒類であり、かつ、当該酒類の1会計年度における製造委託者ごとの製造委託数量の合計が3,000キロリットル未満である酒類 また、②の酒類については、平成27年3月11日に法令解釈通達の改正を行い、通信販売ができる酒類の範囲に追加しました。 これは、国家戦略特区における新たな措置に係る提案を受け、第9回国家戦略特別区域諮問会議(平成26年10月10日開催)において取りまとめられた「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」の中で、「地方の特産品等の販路拡大を図るため、特産品等を原料として、委託により製造された酒類については、委託製造者において前年度の出荷数量が3,000キロリットル以上の品目があつても、インターネットによる通信販売が可能となるよう要件を緩和する。」ことについて、速やかに全国規模の規制改革を進めることとされたことを受けて、地域経済の活性化等の観点から、通信販売酒類小売業免許により販売できる酒類の範囲を改正したものです。	酒税法第9条、第10条第11号、第11条 法令解釈通達第2編第9条第1項関係8、第10条第11号関係4	対応不可	酒類の販売については、未成年者飲酒防止等の観点から、原則、対面販売が基本という考え方の下、インターネット等による通信販売については、消費者の利便性向上にも配慮し、販売できる酒類の範囲から、一般の酒販店等で容易に購入できるものを中心に一部除外しています。 酒類の通信販売については、平成27年3月1日、地域経済の活性化等の観点から、特定製造者以外の製造者が製造する酒類のうち、地方の特産品等を原料として、製造委託を受けて製造する酒類については(左記「制度の現状」参照)、インターネット等による通信販売が可能となるよう通達改正を行いました。この通達改正により、例えば、地方の小酒類小売業者が大手酒類製造者に対し、特産品等を原料としたプライベートブランドの酒類を製造委託し、それをインターネット等で通信販売を行うことが可能となりました。 このように、通信販売酒類小売業免許により販売できる酒類の範囲を緩和したところですが、ご提案の内容については、小売業免許全体の在り方に係る問題であり、アルコール健康障害対策基本法に基づき、アルコール健康障害対策推進基本計画が平成28年5月に閣議決定されるなど、未成年者飲酒防止を始めとする酒類の販売における社会的な要請が高まっていることを踏まえ、幅広い観点から慎重かつ十分な検討を要するものと考えています。	
300928227	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	電子保存の要件緩和について	通常の書類は電子保存が可能であるが、税務書類は税務署への届け出が要件となっている。金額が掲載されている書類のほとんどは税務書類と判断される可能性があり、決済書類等を電子保存することの障害となっている。一定の書類のみ印刷し(例)捺印計算書から総勘定元帳まで)、その他については、通常の書類保存の要件と同様の対応としていただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	国税関係帳簿書類については、電子計算機を使用して作成する場合であつて、税務署長の承認を受けたときは、記録の真実性及び可視性等の確保に必要な所定の要件の下で、その電磁的記録の備付け及び保存が可能となっています。 また、国税関係書類のうち、決算関係書類以外の書類については、税務署長の承認を受けたときは、所定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存が可能となっています。	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下、「電帳法」という。)等	その他	○ 国税関係書類の保存のあり方については、税務行政の根幹である適正公平な課税を確保しつつ、電子化による事業者のコスト削減を如何に図るかという観点を踏まえ、通常の税制改正プロセスで処理されるものであると考えています。 ○ なお、国税関係書類とは、「国税に関する法律の規定により保存しなければならない」ともされている書類(電帳法2条2号)とされており、これは、取引等に関して作成又は受領した書類のことであるため、金額が記載されている書類のほとんど全てが該当するということはありません。例えば、金額を記載している書類があつても、予算関係書類や、裏紙書、社内の連絡文書などは国税関係書類には該当しませんので、電帳法の申請は不要となります。	
310206022	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	食品表示基準違反に關しての「指示及び指導並びに公表の指針」の見直し	【提案の具体的内容】 食品表示基準違反に際しての指針となる「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」において、安全性に関わらない単純ミスの商品の撤去等の規定を緩和すべきである。 【提案理由】 食品表示上の単純ミスであっても、商品の撤去等により事業者の自主回収を行わなければならないため、食品製造業者の自主回収は年間700~800件により、事業者にとって多大なコストとなると同時に、フードロスにもつながっている。	(一社)日本経済団体連合会	消費者庁 財務省 農林水産省	食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針は、食品表示法(平成25年法律第70号)第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反(表示の欠落、虚偽表示、表示方法の違反等)に対し、同法第6条第1項及び第3項の指示・公表を行うべき場合の判断基準を示したものです。	「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」	対応不可	たとえ安全性に関わらない単純ミスの商品であっても、誤った表示のまま店頭と並んだ場合、消費者による自主的かつ合理的な食品の選択を妨げます。そのため、表示に誤りがあつた場合には表示の是正を願っています。 なお、事業者は自主的な判断に基づき、表示の是正の手段として、商品の撤去だけに限らず、ラベルの貼り替え等による対応も可能です。	



# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		
310206039	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	技術導入契約の締結に係る事後報告の期限の緩和	<p>【提案の具体的内容】 外国からの技術導入契約の締結等に係る事後報告の期限を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 居住者が非居住者との間で行おうとしている技術導入契約の締結について、当該技術が指定技術であって、契約の対価が1億円相当額以下であるなどの場合は、契約締結後15日以内に財務大臣および事業所管大臣に報告することが義務付けられている。 契約締結後の事後報告を15日以内に完了できるよう、技術導入契約の調整段階から外国企業に事後報告の必要性を伝えるとともに、契約書面の迅速な交換を働きかけていく。しかし、期限には休日も含められることから、相手側の休日や祝日により書面の交換に時間を要する場合や、隔地間での契約書面の交換の場合に、契約締結後15日以内に報告ができず、法令違反となるおそれがある。 また、契約の変更についても、金額等の変更の頻度、事後報告が義務付けられているが、技術導入契約の性質上、契約期間が長期にわたるため、複数回にわたる契約を変更するケースがあり、契約締結後15日以内の報告が間に合わないおそれがある。 事後報告の期限を緩和する(例:15日以内を45日以内にする)ことにより、企業努力によって対処できない意図しない法令違反を防ぐことができ、ひいては外国企業との良好な関係構築に寄与するものと期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省 経済産業省	外国為替及び外国貿易法第55条の6、対内直接投資等に関する政令第6条の4	検討を予定	技術導入契約の締結等の報告については、技術導入契約の締結をした日から起算して15日以内に財務大臣及び事業所管大臣に提出するよう求めております。今般、複数の報告者に対して、報告書の作成に係る社内手続について確認を行いました。その結果、締結相手方である海外企業と適切にコミュニケーションが取れていることが大宗であり、そのような場合は法定期間内に報告書を提出することは可能であるものの、長期休暇等、相手方の事情により、契約の締結状況を適切なタイミングで把握することができない場合があり、そのような場合に、結果として報告期限を逸脱することになった旨、確認しております。このように報告者に帰責しない事由により報告が遅延してしまう場合もあるため、現行法令上の報告期限を延長することにつき、事業所管省庁と向きに検討してまいります。		
310208008	31年2月8日	31年3月6日	31年4月24日	行政機関から生命保険会社への情報照会に係る事務手続きの電子化	<p>&lt;提案内容と提案理由&gt; 行政機関は、財産調査等を目的として、生命保険会社に保険契約の有無や契約内容を照会している。照会手続は多種多様な文書の送付により実施されるため、生命保険会社は目視確認しながら手作業で名寄せ等の事務処理を行わなければならない。大きな負担となっている。 そこで、照会文書の様式を統一するとともに、手続を電子化すべきである。昨年度も同様の要望を提出し、所管省庁からは前向きな回答を得た。また、「官民データ活用推進基本法」において、行政手続のオンライン利用の原則化(第10条)や、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(第15条)が定められ、「デジタル・ガバメント実行計画」にも、「金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)」が盛り込まれている。こうした状況を踏まえ、行政機関から生命保険会社への情報照会の電子化に向けた取り組みを加速すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省	<p>【総務省】 地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面で行われています。</p> <p>【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期集金に取り組んでいるところです。その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。</p> <p>【厚生労働省】 生活保護の照会については、書面で行われていますが、平成27年度から照会文書の様式を統一してしております。また、本年3月8日に開催された、地方自治体の生活保護担当者を集めて行う全国会議で、様式を統一化した旨周知を行いました。</p>	<p>【総務省】 地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項他(国税徴収法第141条)</p> <p>【財務省】 国税通則法第74条の2、第74条の3及び第131条、国税徴収法第141条</p> <p>【厚生労働省】 生活保護法第29条</p>	検討を予定	<p>【内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省】 行政機関から金融機関(生命保険会社を含む)に対して行われる取引の有無や取引状況に係る照会(預貯金等の照会など)については、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)に基づき、効率化に向けた検討を行います。 具体的には、内閣官房は、預貯金等の照会に係る実態調査等において洗い出される課題を踏まえ、関係府省や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目途に、その後の方向性を取りまとめます。</p> <p>【総務省】 地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。</p> <p>【財務省】 照会文書の書式の統一については、業界団体と協議を実施した上で、平成27年4月に統一しております。</p> <p>【厚生労働省】 毎年3月初旬頃に開催される地方自治体の生活保護担当者を集めて行う全国会議で周知を行う予定です。また、生命保険会社に対する照会様式を出力するためのシステム改修費について、平成30年度第2次補正予算に計上しました。</p>	◎
310215010	31年2月15日	31年3月22日	31年4月24日	貿易関連書類の電子化	<p>【提案の具体的内容】 船荷証券(商法767条以下、国際海上物品運送法6条)に関して、電磁的方法による提供も認められることで、電子船荷証券(e-B/L)も利用可能とすべきである。 また、通関関係書類のうち、電子的な書類提供が認められている書類(関税法基本通達第70条)について、「写し」(画像ファイル(PDF)等)のみではなく、「電磁的記録」(ブロックチェーン等の原本性が担保できる状態のデジタルデータ)も加えるべきである。</p> <p>【提案理由】 貿易関連書類の中には、法令上、行政機関への提出、関係者間の取扱いなどが紙媒体しか認められていないものも多い。そのため、各社では、紙媒体による情報の伝達・管理・保管、紙媒体で受信した情報の社内システムへの再入力、行政機関による税務調査などに多大な労力と時間を要している。 なかでも船荷証券については、貨物の移動手段の高速化により、紙媒体の船荷証券より貨物の方が先に目的地に到着してしまう等、貿易実務に支障が発生している。しかし、国際海上物品運送法および商法のいずれにおいても紙媒体の船荷証券が前提とされており、e-B/Lには有価証券としての法的裏付けがないため、当事者の契約で定めることで有価証券同様の性質を与えており、当事者の外に対してその効力は及ばない。 なお、e-B/Lの普及による手続きの迅速化・円滑化は、関係者にとって望ましい方向と考えるが、船荷証券が流通する関係国すべてがe-B/Lに法的保護を与えなければ関係者は安全に利用できず、日本のみが整備を行ってもこれに対応できないため、国際商業会議所の動向を含む国際的な動向に歩調を合わせることも重要である。 これらの貿易関連書類の送付、管理等が電子データで行えるようになることで、貿易手続きの円滑化・効率化が実現する。さらに、船荷証券の受け渡し等に、対応できる高いブロックチェーン技術を活用できるようになることで、貿易取引がより安全なものとなる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 財務省	<p>商法第757条(商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律(平成30年法律第29号、平成31年4月1日施行)による改正前の国際海上物品運送法第6条及び商法第767条)において、船長等は荷送人等の請求により、有価証券である船荷証券を交付しなければならぬこととされていますが、船荷証券を電磁的方法により提供することは許容されていません。</p> <p>通関関係書類の提出については、平成25年10月からPDF形式等のイメージデータ、文章データ、表データ等を電磁的記録により提出することを可能とする等、電子化を進めております。また、関係省庁システムをNACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)に統合することにより輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化を進めています。</p>	<p>商法第757条(商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律(平成30年法律第29号、平成31年4月1日施行)による改正前の国際海上物品運送法第6条及び商法第767条)</p>	検討を予定	<p>商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律(平成30年法律第29号、平成31年4月1日施行)においては、有価証券性を有しない運送書類である海上運送状に関する規律を新設し、これを電磁的方法により提供することも許容することとしています(商法第70条)。 有価証券である船荷証券を電磁的方法により提供することを許容するためには、有価証券が持つ各種の効力について、電磁的方法で提供する際に生じる問題点について検討する必要があると考えられます。また、船荷証券は、貿易など国際的な取引の場で利用されていると承知しており、我が国だけがその電磁的方法による提供を認める場合であっても、諸外国が同様の制度を有しない限り、実際の利用は困難であると思われる。海上運送状について電磁的な方法による提供を許容するのは対応できない国内関係者のニーズや、国際的な動向も注視しつつ、必要に応じて検討していきたいと考えています。</p> <p>通関関係書類の電子化の推進については、関係省庁等における検討の進捗状況を踏まえ、引き続き検討していきます。</p>	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要			
310329003	31年3月29日	元年6月18日	元年8月28日	共済組合(国家公務員、地方公務員等、私立学校教職員)の医療保険事務手続の社会保険労務士への開放	<p>社会保険労務士の業務範囲は、社会保険労務士法第2条、別表第1で定められている。</p> <p>別表第1には、各種共済組合法は含まれていないので、共済組合(国家公務員、地方公務員等、私立学校教職員)の医療保険に関する事務手続は社会保険労務士は取り扱えないことになる。</p> <p>しかしながら、上記の事務手続は、社会保険労務士が取り換える健康保険法に基づく健康保険事務手続と酷似しており、また共済組合も社会保険労務士が取り換えることを容認している事例もある。</p> <p>よって、共済組合(国家公務員、地方公務員等、私立学校教職員)の医療保険に関する事務手続は行政書士の独占業務ではなく、社会保険労務士の独占業務であることを明確化すべきである。</p>	個人	総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省	行政書士法第1条の2第1項に定められているとおり、行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業としています。	行政書士法第1条の2第2項において、行政書士は、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができないと定められていますが、本提案については、他の法律において制限されている業務には当たらず、行政書士が行う業務となっています。	行政書士法第1条の2 社会保険労務士法第2条第1項	対応不可	各種共済組合法に基づく共済組合等(国家公務員、地方公務員等、私立学校教職員)の医療保険に関する申請書等の作成等の事務は、社会保険労務士法別表第1に掲げる労働社会保険諸法令に基づく申請書等の作成等に含まれる事務ではないため、社会保険労務士が業として行う事務ではありません。なお、共済組合や組合員等の手続に関する相談に応じ、手続上の留意点等についてアドバイスすることは、社会保険労務士法第2条第1項第3号の事業における労務管理その他の労働に関する事項について相談に応じ、又は指導することに該当し、社会保険労務士が行うことができます。		